

# 手続の流れ図(任意後見監督人選任)

判断能力低下前

(公証役場での手続)



任意後見契約公正証書の作成(公証役場で作成)



判断能力低下後

(家庭裁判所での手続)

**申立準備**

「任意後見監督人選任の申立てをされる方へ」をお読みになり、  
『申立てに必要な書類および費用』に記載したものを準備してください。

**申立て**

準備した書類を、郵送又は窓口に提出してください。  
なるべく郵送をお願いします。

**審査**

事案に応じて、本人調査、受任者調査、精神鑑定等が行なわれることがあります。

**審判**

任意後見監督人を選任した旨(又は却下する旨)の審判書が郵送されます。  
任意後見監督人が選任された旨が登記されます。

任意後見事務の監督

任意後見契約の終了

